

医療職俸給表(二)初任給基準表の改正について

歯科技工士等の大学卒業者について、①短期大学等卒業者に対する修得する知識、技術等の優位性、②職務における当該知識、技術等の有用性が認められることから、**学歴免許等欄に「大学卒」区分を追加**（令和7年4月1日～）

■ 医療職俸給表(二)初任給基準表（抜粋）

職 種	学歴免許等	初任給	俸給月額
栄養士 衛生検査技師	大学卒	2級1号俸	227,400円
	短大卒	1級11号俸	208,300円
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士等	大学卒	2級1号俸	227,400円
	短大3卒	1級17号俸	220,500円
義肢装具士	大学卒	2級1号俸	227,400円
	短大3卒	1級17号俸 (※)	220,500円
歯科衛生士	大学卒	2級1号俸	227,400円
	短大3卒	1級17号俸 (※)	220,500円
	短大2卒	1級11号俸	208,300円
	高校専攻科卒	1級7号俸	200,900円
歯科技工士	大学卒	2級1号俸	227,400円
	短大3卒	1級17号俸 (※)	220,500円
	短大2卒	1級11号俸	208,300円
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	1級17号俸	220,500円
	短大2卒	1級11号俸	208,300円
	高校卒	1級1号俸	188,600円

※ 従前は「短大3卒」までしか規定されておらず、大学卒業者が採用された場合には、この短大3卒(1級17号俸)に学歴免許調整(修学年数差(大学4年—短大3年)×4号俸)を加味した1級21号俸(224,900円)に決定。